

(陳受28第21号)

武蔵野市議会における陳情の取り扱いの改正を求めることに関する陳情

受理年月日 平成28年4月27日

陳情者 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

我が地元の議会は、陳情と請願を峻別し、前者にあつては地元の陳情者が持参してもなお一律付託外としており、これに対して理解を示せず、それゆえ、地元外であっても陳情を請願の例に倣って処遇する議会へ過剰反応し、妄信的な憧れを抱いてしまいました。

また、国政に関しても多大な関心を寄せてしまい、かねてより地方から国へ声を上げることに異常な執着心があり、あまたの陳情付託型の地方議会へ多くの陳情をしてきました。

そのてんまつにより、我が重大な勘違いに気づいたのです。

全ての案件について、部外者は口出しすべくものではありません。

全国的もしくは広域的な事項について国もしくは都道府県に意見書を出すのであれば議員みずから発議すべくものであり、または地域内のことであれば地元住民の方が議員の紹介を得て請願し、もしくはこれが厳しければみずからあまたの署名を随伴した陳情をなせばよいのです。

地元の住民から意見なき案件については、問題とみなされていない、または住民の皆様がその問題に関心がなく、甘受もしくは妥協しているのであります。

そもそも、地方自治は、当該地域住民が主体となって方針を決めるべくものなのです。

部外者が僭越に介入し、まして陳情等をなすなど、地元住民からしてみれば甚だグロテスクで相当程度のテロルなことなのです。

これは、大山鳴動も甚だしい空騒ぎじまいであり、陳情者本人が神風特攻のごとく散ってしまうだけではなく、地元住民の皆様その他の関係各位に相当な負荷及び不快感等の迷惑をかけるものであり、むしろみずから公共の福祉を著しく破壊する非違行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくなき非行と規定されます。

その基本中の基本に立ち返るよい機会でした。

我が地元がもっと住民参加型の議会であれば、と悔しい限りです。(陳情は一律付託外。地元民持参であってもせいぜい議場配布。郵送または地元外の陳情は議長預かり)

地元外の陳情を付託外とし、地元の陳情を請願扱いすることで、地域住民による地域行政イコール地方自治の整備・拡充へ寄与できます。

以上の趣旨から、下記事項の実現へ向け、お取り計らい願います。

記

- 1 武蔵野市議会における陳情の取り扱いにおいて、地元民持参の場合については、従来どおり、これを請願と同等に扱い続けること。

2 一方で、地元外からの提出または地元であっても郵送による陳情は、一律付託外とすること。